

第1496回（3月22日）

イングランド農業法の新たな展開

——“beyond” tenant-right matters?——

（名古屋大学）戒 能 通 厚

これまでの法社会学の領域における土地所有権と土地利用権をめぐる議論は、近代的土地所有権論として、またその延長としての現代的土地所有権論として展開されてきた。水本浩氏や渡辺洋三氏が定立した賃借権の物権化を指標とする近代的土地所有権論に対して、戒能、原田純孝氏等はテナント・ライト補償等を指標とする近代的土地所有権論を対置した。これはいわば地代論的な観点からする近代的土地所有権論であったといえる。現代的土地所有権論も、こうした近代的土地所有権論の延長線上に地代論的に捉えられる傾向にあったといつてよい。

しかし、こうした主張には大きな欠落があった。これでは、異常なまでにバブル価値を追求する日本の特殊な土地所有権の本質は捉えられないからである。これまでの近代的土地所有権論では、都市問題、つまり都市法の歴史・論理の追究という視点が捨象されていたからである。

結論的にいえば、わが国の土地所有権は“特殊日本的な”“水平的”絶対的私的所有権とでも表現さるべきものである。

わが国で土地の公共性という観点が欠落しているのは、明治維新の土地変革の性格によるところが大きい。わが国は上からの革命であり、国家が土地所有権を画一的に作り出すことによって共同体的土地利用権を切り捨てていった。この結果、土地利用権は土地所有権に従属するようになった。

これに対してヨーロッパでは、土地所有権は政治的支配などと結び付いており、貴族の大土地所有が存続した。共有地も存続し、さらに中世都市共同体の論理は地方自治の形成なり計画的都市形成に寄与した。その結果ヨ

ーロッパでは、計画的公共性を包摂した土地所有権が形成された。

ところで、以上のような議論を踏まえた時、イギリス農業法の最近の展開はどのように整理されるであろうか。

19世紀後半以降のイギリス農業における土地問題は、テナント・ライト補償の確立をめぐる地主―借地農間の争いであった。そのような借地農の投下資本回収の保証措置と同時に、借地農による地力収奪を防ぐ措置も農業借地法に組み入れられ、土地を一種の公共財として見る認識が形成された。農業内部においても、こうして土地の公共財としての観念が成立したことは重要である。

また、都市的土地利用と農業的土地利用の関係は、グリーンベルトなどによって計画的に調整されてきた。ここにもイギリス土地法における公共性の存在を見て取ることができる。

1980年代後半には、1986年農業法等によって農業に対する環境的規制が強められつつあるが、こうした環境重視の公的規制導入の背後には、テナント・ライトや都市的土地利用に現れた土地についての公共性概念の確固たる存在を認めざるを得ないであろう。

（文責・柘植徳雄）